

第 1 編 総則

第 1 章 計画の策定方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、春日井市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

この計画は、春日井市において想定される風水害等の災害に関して、次の事項を定める。

1 総則

計画の目的、運用、災害の想定、防災機関等の役割分担など風水害等対策の基本方針

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが可能な安全都市づくりを推進するための計画

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本方針

第 3 節 計画の運用

1 計画の修正

この計画は、災対法第 42 条（市町村地域防災計画）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、当該計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 他の計画との関係

- (1) この計画は、春日井市の地域に係る風水害等の対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。

3 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。

4 計画の効果的な推進

この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

第 4 節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口・都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種

災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定した。

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1 想定した主な災害

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常気象による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) その他大規模な災害、事故

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や雨水出水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条及び第 14 条の 2 に基づき指定された浸水想定区域の資料を参考とする。

資料 「計画資料」河川（資料 2）、気候（資料 3）、
過去の主な風水害等（資料 4）

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

県は、「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしており、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配

分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供す

るため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、この計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 防災機関等の役割分担

第1節 防災機関等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
春日井市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する調査研究、教育、訓練の実施及び防災思想の普及 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 4 防災に関する施設、設備の整備及び点検 5 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策 6 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達 2 災害広報の実施 3 避難の勧告又は指示 4 水防活動、消防活動その他の応急措置 5 被災者の救援、救護その他の保護 6 被災児童及び生徒に対する応急教育 7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 公共土木施設、農地及び農業用施設等の応急措置 9 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 10 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の支援 2 公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧

2 県及び県関係機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策 2 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備 3 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 4 防災教育、防災訓練及び防災思想の普及 5 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 名古屋飛行場の防災対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報 2 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表 3 避難の勧告又は指示の代行 4 避難の勧告又は指示の市への助言 5 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 6 救助法に基づく被災者の救助 7 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 市の実施する消防活動及び水防活動に対する指示並びに調整 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育 10 緊急通行車両等の確認証明書の交付 11 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあっせん 12 自衛隊の災害派遣要請 13 防災ヘリコプター等による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動 14 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の実施する災害復旧活動の支援 2 被災者生活再建支援金の支給事務 3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		排水調整	
愛知県尾張県民事務所	——	1 災害に関する情報の収集伝達 2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 3 緊急通行車両等の確認証明書の交付	——
愛知県尾張建設事務所	公共土木施設の新設及び改良	公共土木施設に対する応急措置	公共土木施設の災害復旧
愛知県春日井保健所	——	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置	——
愛知県尾張農林水産事務所	農地及び農業用施設の新設及び改良	農地及び農業用施設に対する応急措置	農地及び農業用施設の災害復旧
愛知県春日井警察署	1 災害時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備	1 被害実態の早期把握と情報の伝達 2 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 3 避難の指示又は警告及び誘導 4 人命救助 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視 6 災害時における交通秩序の保持 7 警察広報 8 災害時における犯罪の取締り 9 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 10 緊急通行車両等の事前審査及び確認 11 緊急輸送の確保のための車両の通行禁止・制限	——

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急復旧用資機材の備蓄等の推進 2 庄内川洪水予報・水防警報の発表 3 庄内川（矢田川を含む）重要水防区域の設定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路の確保等の応急対策 2 情報連絡員（リエゾン）及び災害対策派遣（TEC-FORCE）の派遣 	所管施設の災害復旧

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な情報の収集及び災害派遣計画の作成 2 災害派遣計画に基づく訓練の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 人命救助を最優先した即時救援活動 3 民生支援、道路啓開等の応急救護活動 4 堤防、橋りょう等の応急復旧など組織的救援活動 	—

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備 2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における公衆通信の確保 4 気象等警報の市への連絡 5 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除 	被災施設及び設備の早期復旧
エヌ・ティ・ティ・コム	発災後に備えた災害応急対策用資機材	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報等の正確かつ 	被災施設及び設備の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
ニケーショ ンズ株式 会社	及び人員の配備	<p>迅速な収集及び伝達</p> <p>2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</p> <p>3 災害時における公衆通信の確保</p> <p>4 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除</p>	
KDD I 株式 会社		<p>1 災害対策本部の設置及び災害応急対策</p> <p>2 災害時における電気通信の確保</p> <p>3 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応</p>	被災施設及び設備の早期復旧
株式会社NT Tドコモ	発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備	<p>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達</p> <p>2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</p> <p>3 災害時における携帯電話の通信確保</p> <p>4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除</p>	被災施設及び設備の早期復旧
ソフトバンク 株式会社		<p>1 災害時における重要通信の確保</p> <p>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応</p> <p>3 災害時における</p>	被災した電気通信設備等の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達	
日本赤十字社 (愛知県支部)	1 救援体制の整備 2 救護資材の整備 点検	1 災害時における医療、助産及び遺体の処理 2 血液製剤の確保及び供給 3 救援物資の配分 4 義援金等の受付及び配分	—
日本放送協会	1 防災知識の普及に関する報道 2 災害時に備えた放送施設の保守	気象等予警報、被害状況等の報道	—
日本郵便株式会社		1 被災世帯に対する通常葉書及び郵便書簡の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 救助用の現金書留郵便物等の料金免除 4 お年玉付郵便葉書等寄附金の配分 5 窓口業務の確保 6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除	
中日本高速道路株式会社	高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理	高速自動車国道の応急対策	被災高速自動車国道の災害復旧
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係ある施設の保守及び管理	1 災害により線路が不通となった場合の列車の運転休止、自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施 2 死傷者の救護及び処置	被災施設の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
東邦ガス株式会社	ガス施設の災害予防措置	ガス施設の被害状況調査及び二次災害防止措置の実施	被災ガス施設の災害復旧
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	——	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。	——
中部電力株式会社、電源開発株式会社	電力設備の災害予防措置	1 電力設備、施設の被害状況調査及び早期復旧 2 電力不足時の他電力会社との電力の融通	被災電力設備、施設の災害復旧
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	——	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。	——

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)愛知県トラック協会	緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄	災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車	——
名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
民間放送新聞社	日本放送協会に準ずる。	日本放送協会に準ずる。	——

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)愛知県 L P ガス協会	L P ガス設備の災 害予防措置	L P ガス設備の被 害状況調査及び二次 災害防止措置の実施	被災L P ガス設備 の災害復旧

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
産業経済団体 等（農業協同 組合、商工会 議所、建設協 会、管工事業 協同組合等）	——	1 被害状況調査の実 施、対策指導及び融 資あっせんについ ての協力 2 市の実施する災害 応急活動への協力 3 必要な資機材の借 上げ要請に対する 協力	——
医療機関、厚 生社会事業団 体（市医師会、 市歯科医師 会、市薬剤師 会、病院及び 社会福祉関係 団体）	——	被災者の医療、保健、 保護対策等についての 協力	——
土地改良区	管理するかんがい 排水施設その他農地 の保全又は利用上必 要な施設の補強、廃 止、変更	管理するかんがい排 水施設の応急対策	被災かんがい排 水施設の災害復旧
危険物施設等 防災上重要な 施設の管理者	管理する施設の災 害予防対策	防災管理上必要な措 置及び防災活動につい ての協力	——

資料 「様式・資料集」 防災関係機関等一覧（資料 8 - 1）

第 2 節 市民及び事業所

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災機関等はその総力を結集して災害応急対策を実施するが、その能力には限界がある。そこで、災対法第 7 条（住民等の責務）に基づき、市民及び事業所は、積極的に災害防止に努めなければならない。

1 市民の果たすべき役割

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、

平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、区、町内会、自治会及び自主防災会を中心に地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即して自主防災組織を結成し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連体感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業所の果たすべき役割

企業（地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理体制を強化するとともに、風水害等の災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める

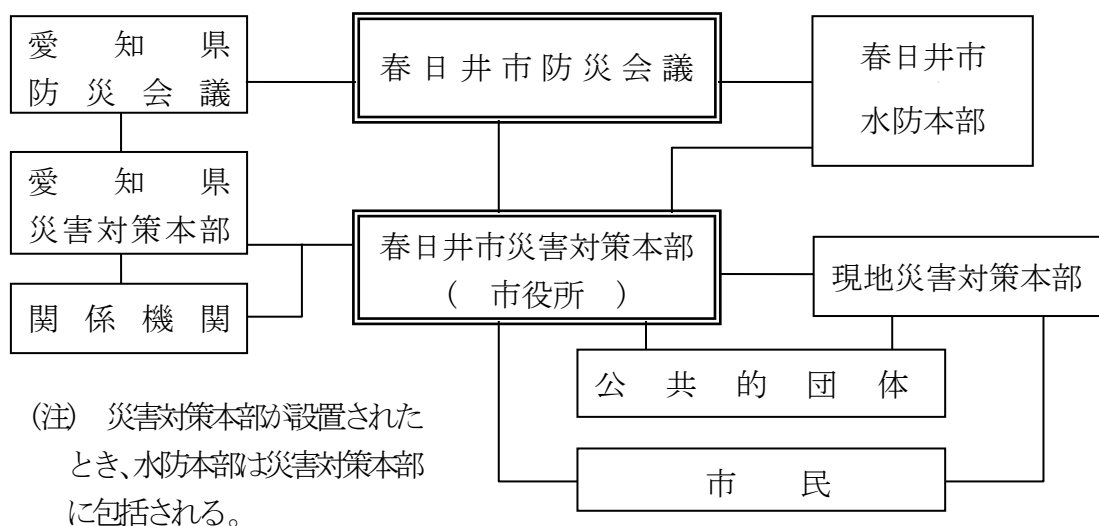
ものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、本市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 地域防災組織

1 地域防災組織図



2 市における防災組織

(1) 春日井市防災会議

春日井市防災会議は、災対法第16条（市町村防災会議）の規定に基づいて設置され、春日井市防災会議条例（昭和38年春日井市条例第13号）により組織運営されるもので、春日井市地域防災計画の作成、災害発生時の情報の収集その他地域防災計画の実施の推進を図る。

ア 組織

会長 春日井市長 会長及び委員 50人以内

イ 所掌事務

- (ア) 春日井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
(イ) 春日井市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(ウ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報

を収集すること。

- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 事務局

市総務部市民安全課

(2) 春日井市災害対策本部

春日井市災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例（昭和 38 年春日井市条例第 14 号）及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市防災会議と緊密な連絡のもとに、春日井市地域防災計画に定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 春日井市水防本部

春日井市水防本部は、春日井市水防計画に基づいて設置及び組織され、当該計画に定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに災害地にあつて災害対策を実施する。

資料 「様式・資料集」春日井市防災会議条例（資料 7－1）

春日井市防災会議運営要綱（資料 7－2）

春日井市災害対策本部条例（資料 7－3）

第 4 節 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責

務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。